

別海町議会会議録

第2号 (平成26年9月10日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 17番 安田輝男 議員
- ② 12番 松原政勝 議員
- ③ 3番 森本一夫 議員
- ④ 1番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 15番 中村忠士 議員
- ⑥ 9番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 17番 安田輝男 議員
- ② 12番 松原政勝 議員
- ③ 3番 森本一夫 議員
- ④ 1番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 15番 中村忠士 議員
- ⑥ 9番 瀧川榮子 議員

○出席議員 (17名)

1番 木嶋悦寛	2番 松壽孝雄
3番 森本一夫	4番 今西和雄
5番 西原浩	6番 沓澤昌廣
7番 小林敏之	8番 安部政博
9番 瀧川榮子	10番 山田信
12番 松原政勝	13番 戸田博義
14番 戸田憲悦	15番 中村忠士
16番 佐藤初雄	副議長 17番 安田輝男
議長 18番 渡邊政吉	

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	水沼	猛	副町長	磯田俊夫
教育	長	真籠	毅	代表監査委員	志賀正章
監査委員		田村秀男		選挙管理委員長	高崎好藏
総務部長		佐藤次春		福祉部長	竹中仁
産業振興部長		有田博喜		建設水道部長	小西健夫
教育部長		中谷隆弘		病院事務長	佐藤一彦
会計管理者		田保圭乙		監査委員事務局長	宮越正人
農委事務局長		佐々木勉		総務部次長	河嶋田鶴枝
産業振興部次長		佐藤則夫		産業振興部次長	山崎茂
教育部次長		下地哲人		総務課長	佐藤告
総合政策課長		浦山吉人		財政課長	河嶋田鶴枝
税務課長		中村公一		防災交通課長	金田秀幸
福祉課長		山田一志		介護支援課長	今野健一
特養建設準備室長		竹中仁		保健課長	門脇芳則
農政課長		山崎茂		水産みどり課長	佐藤則夫
商工観光課長		大槻祐二		管理課長	小島実
上下水道課長		佐藤敏		学務課長	佐々木栄典
生涯学習課長		下地哲		病院事務課長	小湊昌博

○議会事務局出席職員

事務局 局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

8番 安部政博 9番 瀧川榮子
10番 山田信

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議が始まります前に申し上げます。議場の温度が上がった場合には、上着を脱ぐことを許可いたしたいと思います。

それでは、ただいまから第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

それでは、17番安田輝男議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○17番（安田輝男君） 通告に従いまして、町長の3選表明についてということで、質問をさせていただきます。

3点にわたって質問をさせていただきます。

町長は、平成19年に町民との対話を大切にをスローガンに、謙虚で清潔な政治姿勢で行財政改革を実行し、今日まで財政の健全化や町立病院の建設など、マニフェストの実現に向け数々の実績を残し、施策に取り組んできているところでございます。

そこで、水沼町政3期目に向けた出馬意思を含め、次の点についてお伺いをいたします。

まず（1）として、水沼町政は平成23年に2期目のスタートをし、町民との対話の重視、公平公正な考えを基本とし、行政の執行に取り組んでおられます。

そのような中、別海町自治基本条例が、平成23年4月1日に施行されました。

この条例は、自治基本体制の最高規範であり、私は別海町の憲法であると言っても過言ではないという具合に考えております。

そこで基本条例を含め、2期目の町政執行について、どのような総括、評価をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま安田議員が述べられましたように、私は各方面からの力強い御支援と温かい御厚情いただきながら、平成23年4月から2期目の町政運営を担わせていただいております。

1期目を合わせますと、通算8年目を迎えているところであります。

御存じのとおり、同年に町民と行政との協働のまちづくりを進めるため、町政1期目の私の公約でありました別海町自治基本条例を施行いたしました。

その精神を町政運営の中心に据えまして、平成21年度からスタートしている第6次別海町総合計画に基づき、産業、福祉、医療及び教育など、各方面において各種施策に取り組んできたところでございます。

2期目の町政運営にかかわる主な取り組みといたしましては、産業の分野では、環境問題がクローズアップされる中、酪農畜産業と漁業の共存共栄を目指した環境の向上を進めるための別海町畜産環境に関する条例、また、別海町の河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例を制定いたしました。

また、中小企業の所得の向上や、これを確保する各種事業の展開を図るための別海町中小企業振興行動指針の策定を行ってきております。

福祉においては、民間でできることは民間での考え方のもとに、柔軟な介護サービス提供のために進めてまいりました特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの建てかえ及び経営移譲について、本年4月1日に民営化するとともに、法人によって施設の建てかえに着手をされたところであります。

一方、保育園等の整備については、老朽化の著しかった中春別へき地保育園や上春別へき地保育園の改築を行ったほか、本年度より本別海へき地保育園の改築に向け実施設計に着手するなど、計画的な整備を進めてまいりました。

また、医療におきましても、町民の待望であった新町立別海病院を、予定通り平成24年度に開設することができたほか、札幌医科大学との教育連携事業により、医療及び行政との協働による地域医療のあり方の検討を継続して行っているものでございます。

さらに教育の分野では、別海町耐震改修促進計画に基づく学校施設の耐震化工事による中春別中学校及び上春別中学校の改築を進めているほか、既存施設の長寿命化に取り組んでいるところでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、私の町政運営2期目について、その主な取り組みを述べさせていただきます。

評価につきましては、現在、任期途中の状況におきまして、私みずからが申すべきものではないとの思いではございますが、将来に向けて目指してまいりました財政の健全化等につきましては、本定例会に提出をいたしました平成25年度の決算のとおり、一歩ずつではありますが目標に近づいているものと認識をいたしているところであります。

特に、非常に厳しい財政状況の中で就任をいたしました私にとりまして、今日までの財政健全化への取り組みにつきましては、厳しい行財政改革に理解と協力をいただいた議会の皆様、そして町民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、積極的に取り組んできた町職員にも感謝をいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 安田議員。

○17番（安田輝男君） 町長から答弁がございました。

町長の行政に対する姿勢、町民に対する姿勢、この町民との対話を重視するというのを1期目、2期目についても述べられております。

いつでもどこでも、また、公平公正で清潔、謙虚な姿勢は、町民に親しまれ信頼をされているのではないかと思います。と言いますのも、町長みずから広報広聴と申しますか、

町民との対話の機会を得るために各地域でもって報告会を実施し、意見を聞いているところでございます。

これにつきましては今後とも、やっぱり町民のお話をよく聞いて、町政、行政一体となって進めていくべきじゃないかなと。

これは私ども、町長の姿勢、これは人間的にですね、やっぱり親しみをもって接するという謙虚な気持ち、これは大切だなというふうに考えております。

また、基本条例につきましては、まず、町民に理解を得るということですね。それで何分にもいろいろ町民にこたえるべく、地域行事、要望等につきましては行政と町民とともに一体となって、これを進めていくということで、今後は機会あるごとにですね、それぞれの基本条例を町民に熟知していただくように努めていただきたいと思いますという具合に思います。

それでは次に（２）として、平成21年度から始まった第6次別海町総合計画については折り返しの年であります。

最終年度平成30年度に向け、生涯学習センター（仮称）建設、学校給食センター建設、防災体制の強化など、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」の実現に向けて、重要な課題が山積しております。

ついては、町長の3期目に向けた出馬意思と、各施設建設に向けた具体的展望をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 2点目の御質問にお答えを申し上げます。

それぞれ安田議員も御承知のとおりであります。第6次別海町総合計画につきましては、昨年度策定から5年が経過したことによりまして、前期5カ年間の成果や課題を整理し、後期5カ年に向けました基本計画の見直しを行ったところでございます。

本年度から計画の折り返しということになります。後期5カ年におきましても、議員おっしゃるように仮称であります生涯学習センターの建設や、老朽化した学校給食センター建てかえ、災害時避難施設の建設を初めとする防災体制の強化などにつきましては、緊急の課題であります。

しかも、それらは個別に計画するものではなく、今後はまちづくりという枠の中で、総体的かつ体系的に計画するべきものであると認識をいたしております。

そのためには、議会並びに町民の皆さんとともに議論を尽くして、力を合わせてまちづくり構想を進めていく必要があると考えております。

また、地域を支える基幹産業に対するさらなる振興施策の取組みでありますとか、子ども・子育て支援新制度に基づく子育て支援の総合的な推進、町道を初めとするライフラインの継続的な整備など、山積している諸課題に対しましては、いまだ道半ばであります。

自治基本条例の精神のもと、今後とも協働と透明性のある姿勢で町政に臨んでいく必要があると考えているところであります。

また、国におきましては地方創生を掲げて、急激な人口減少を食い止め、地域の活性化を実現することを最重要課題として取り組むことといたしております。

そして、地方創生のかぎとなるのは、農林漁業の1次産業、地域の中小企業や観光などの活性化であります。

本町におきましては、現在、TPP交渉、農業や農協の改革、中小企業の振興と課題がありますが、国が打ち出す地方創生にかかわる地方支援策など総合戦略にしっかりと対応

し、地域経済の活性化に結びつけることも極めて重要であると考えているところであります。

その対応に当たっては自治体がみずからしっかり考え、本町の特性や事情にあったオリジナルな活性化策をつくることが大切であります。

その上で、本町の課題解決に果敢にチャレンジするとともに、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目標とする第6次総合計画を実現し、将来の本町の担い手である若者の皆さんが、夢と希望を持つことができる魅力あるまちにすることが極めて重要であると考えております。

以上、私の所信について申し上げましたが、特に次期4年間におきましては、本町の将来にとって極めて重要なときとなります。第6次総合計画の実現など、山積する課題の解決に当たることが私の責任であり、使命でもあります。

したがいまして、次期改選におきましても町政を担わせていただきますよう、町民の皆さんの審判を仰ぎたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 安田議員。

○17番（安田輝男君） 二つ目について、町長の答弁というか、課題についてお伺いをいたしました。

非常に問題が山積しております。その中で総合計画折返しということで、これを実施すると、一つ一つの項目でやるというのは大変なことだろうという具合に私は思います。

これは特にまちづくりの中で一体となって、重要項目の施策を実行するということが重要ではないかと思えます。町長の言われるとおりの具合に私も思えます。

何分にも実施をするとすると、町長の重要視をされている財政です。限られた予算の中で、どうやって町民の付託にこたえるかということでございます。

町長は健全財政、健全財政と言われております。その中で健全財政でちょっと私は触れたいと思えますけれども、調整基金ですね。これについては限られた予算の中で、町民の負託にこたえるべく、また、広い別海町、いつどこで災害が起きるかわかりません。そのときに備えてですね、やっぱり基金の積み立て、それと別海町の町債、結局は借金ですね、これの償還についても努力をされている。年々減っております。

一つ一つは申し上げませんが、別海広報とかいろいろ載っておりますので、地域住民はそれを確認されていると思えますけれども、財政健全化に向けて、依然努力をされているということについて、高く評価をしてるのではないかなという具合に私は思います。

それと、笑顔あふれるべつかい、新しく内閣も閣僚が変わりまして、創生大臣、本当にこれはですね、地域の隅々まで笑える、笑顔あふれる、なかなかそこまではですね、率直にそれを実施できるのは、やはり地方自治体、我が別海町ということであるという具合に考えています。

ということで、別海町もですね、笑顔あふれる、これはこれから大事なことではないかと思えます。町長の言われるとおりのですね。その実現に向けて、1歩でも実現に向けて、笑顔あふれる、地域住民が心から笑えるような体制が必要ではないかという具合に思います。

次、（3）点目ですね、町長の3選決意表明がありました。

本町の酪農畜産・水産業は、地域経済を支える基幹産業であります。また、商工業や観

光においても重要な産業であることから、これらの産業振興対策が急務であると考えますが、町長の具体的な振興策についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、御質問にお答えをする前に、現在、私の任期につきましても半年以上残しているところであります。

現時点におきましては、今年度の事業でありますとか、取組むべき課題に集中して対応すべきであると考えているところであります。来期に向けた具体的、個別的な政策については、時期を見て発表させていただきたい。そのように思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

その上で、ただいま安田議員のほうから私の担っている町行政につきまして、高い評価をいただきましたことにも厚く御礼を申し上げる次第であります。

その上で、先ほどの答弁と重複をする点もあろうかと思っておりますが、御存じのように先日、第2次安倍内閣が発足をいたしました。

現在、アベノミクス効果が地方にまだ届いていない状況の中で、第2次安倍内閣の最大の課題が地方創生であります。

そのためにも先ほど申し上げましたとおり、農林水産業でありますとか、地域中小企業、観光の再生・活性化、これは欠かせないものであります。特に農業については、成長産業化に向けて強い農業の構築、さらには所得の倍増を図る、そのような目標に向けて農業改革、農協改革を進めているところであります。このことにつきましても十分に注視していく必要があります。

まず、本町の最大の基幹産業である酪農畜産におきましては、T P P交渉の行方や担い手不足による農家の減少、生産資材の高騰や高どまり、環境対策等々、喫緊の課題が山積をしており、生産基盤の強化が欠かせない課題であります。

漁業については、前浜資源の持続的な安定確保が最も重要なことはもちろんであります。資源の増大対策や消費者に信頼される産地づくりに向けての対策の強化が必要であります。

商工業につきましても、地域経済や雇用を支え、人口減少を食い止めるためにも、中小企業の振興は喫緊の重要課題であり、中心市街地の活性化、企業の創出、地域循環型経済の構築等と取組むべき課題が山積している状況にあります。

観光につきましても、観光客の入り込み数をふやすことはもちろん、通過型観光から滞在型観光を目指し、多様な対象の誘致対策、ツアーの造成、また冬季間の対策、食観光の取組み、さらには広域連携による融資対策等と積極的に取組むことが大事であります。

ただいま申し上げました課題認識のもとに、個別、具体的な施策を積極的に展開することが、本町経済の活性化と魅力あるまちづくりにつながるものと考えております。

以上申し上げまして、大ざっぱなお答えであります。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 安田議員。

○17番（安田輝男君） 町長のですね、全般的に私は、町長の3選決意表明ということで受けとっております。

私は町長職はですね、大変なこれは激務だと思っております。町長の健康管理、健康であるということは、これは町民のまた地域の柱でもあると。健康でなければ、行政は遂行

できないという具合に思います。

そこで町長、町民のため健康に十分に留意をされて、町民の負託にこたえるべく奮闘を願ひ、質問を終わります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、安田議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、12番松原政勝議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○12番（松原政勝君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私の質問は、町立別海病院での血液透析治療についてという質問でございます。

今、国民病と言われている糖尿病は、国内での患者数は推定800万人、予備軍を含めると2,200万人と言われております。

平成25年12月11日の北海道新聞によると、腎機能の悪化による糖尿病性腎症の人工透析治療を受ける患者は年間1万7,000人ずつ増加しており、また、平成25年10月16日の同新聞によると、腎臓病を主因とする道内の人工透析治療患者は、人口10万人当たり全国平均を30人上回る、約280人と報道されております。これは10万人当たりのそういう数だということでございます。

そこでお聞きします。まず1点目でございます。

町内在住者で血液透析を受けている患者数について、町は把握しているか伺います。

また、過去10年ないし5年間の患者数の推移について、調査したことがありましたらあわせて伺います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 質問にお答えいたします。

町内在住で人工透析を受けられている患者数につきましては、身体障害者手帳を所持し、腎臓機能障害により、自立支援医療のうちの更生医療制度を利用されている方を対象者として、その人数を把握しております。

今年度は8月末現在で、腎臓機能障害により更生医療制度を利用している方は29名。内訳としましては、血液透析療法を受けられている方が19名となっており、透析治療回数につきましては、1カ月当たりの支給決定10回の方が5人、15回の方が14人となっております。

残る10名ですけれども参考までに、うち3名が腹膜かん流、7名が免疫療法の支給決定を受けている状況でございます。

それから、過去の状況についてということでございますけれども、資料が整理されている5年間の状況につきまして、平成21年から平成25年までになります。それから実施医療機関ごとに御説明いたしますと、医療機関につきましては、釧路市内、札幌市内の医療機関を利用されている方がおりますけれども、個別の医療機関名については省略をさせていただきます。

まず、古いほうから順に平成21年ですけれども、血液透析を受けられていた方は24名。うち実施医療機関として、町立中標津病院が20名、それから釧路市内の医療機関が3名、札幌市内が1名。

平成22年度につきましては、血液透析患者が23名。うち町立中標津病院が19名、釧路市内が3名、札幌市内が1名。

平成23年度につきましては、全体で血液透析患者21名。うち町立中標津病院が18

名、釧路市内が2名、札幌市内が1名。

平成24年度ですけれども、血液透析患者が28名。うち町立中標津病院が25名、釧路市内の医療機関が3名。

それから平成25年度、昨年度ですけれども全体数が28名で、うち町立中標津病院が22名、釧路市内の医療機関が4名、札幌市内が2名という状況になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） ただいま部長のほうから、ことしの8月現在と、それから平成21年から過去5年間の患者数、あるいは透析を受けられている医療機関の説明があったわけですが、現在、特に一番別海町から近いのは中標津の町立病院、あるいは釧路市の医療機関であると。さらには、札幌のほうにまで治療を受けに行っているという現状を受けたわけでございます。

このことについて、札幌の場合はどうのような方法で治療、現在引っ越して受けられているのか、それとも入院されて受けられているのか。この点について、もしわかっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本年度ですけれども、平成26年8月末現在ではですね、札幌市内の医療機関を利用されている患者の方は、今年度はいらっしゃいません。今年度につきまして御説明しますと、隣の町立中標津病院で18名、それから釧路市内が1名という状況になっております。

通院の方法ですけれども、別海町におきまして障害者手帳を発給しておりますので、住所は別海のほうに置かれている方ですが、中には過去に、札幌市内で通院されていた方で、札幌のほうに一時的にお住まいになられて治療を受けられていた方もいるというふうにご認識しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、札幌のほうについては、住所をこっちに置きながら、向こうに行って治療を受けているということでございます。

3点目でございますが、町内在住の患者が町立別海病院で血液透析治療が受けられないため、近隣の町立中標津病院や釧路市内の病院で治療を受けている現状がありますが、町長も御存じかと思いますがどのようにお考えか、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず透析患者ですが、日本国内では透析治療を受けている人につきましては、年々ふえ続けている現状であります。

また、医療水準も上がったことで、以前に比べ血液透析治療によって長生きが可能になり、一般の方と変わらない社会生活を送られる方もおります。

しかしながら、血液透析治療は週に2回から3回の通院と長期間の治療が必要なことから、患者だけでなく、介助者が必要な場合は家族にも大きな負担となっております。

以前から透析患者の皆様、また家族の皆さんから、何とか別海町で透析治療できないかという誠実なお声も伺ってきておりますので、現在別海病院では血液透析治療を行ってい

ないことから、他の病院で治療を受けるため通院など、患者や家族に御苦勞や御負担をおかけしているということにつきましては、私も認識をいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） ただいま町長が、通院しながら、入院しながら治療を受けているということに対する認識を持っておられるということでございます。

私もこの透析を受けている患者の声を聞いてみますと、特に糖尿病が進んでくると、今、町長おっしゃられたように、本人が透析治療を受けるための通院をするにしても車の運転もままならないこともあると。さらには病気が進んでくると合併症も併発すると。そうすると非常に視力も弱くなって、本当に危険な状態で車を運転している。

ですから、できれば家族、さらには協力していただける方々の支援をいただければならないという患者の切実な願いがあったわけですが、できれば町立別海病院で透析が受けられる、地元で受けられることが一番、患者に対しても負担軽減になるということで望んでいるわけでございます。

ひとつ、ちょっとここで通告にはないのですが、ことしの7月に町立中標津病院で透析治療を受けて、これも8年ぐらい透析治療で通院したわけですが、やっぱり体に負担がかかっていたのか、本人はそれでもやっぱり皆さんそれぞれ仕事があり、家族もその日は運転できないということで、本人が運転して行って透析治療を受けて、途中車をとめて、体調が悪くなったのでしょうか。恐らく休んでいたというのですが、それを見た方も、どうしてこんなところで路上駐車しているのかということの不審に思いながら帰ってきたと、後から話を聞きました。

その方は、家の前に着いてから約3時間車からおりてこないということで、家族が見に行ったら心臓発作を起こして亡くなっていたという、本当に痛ましい話なのですけども、そういう実態がことしの7月にあったわけでございます。

いずれにしても、こういう病気をされている透析を受けなければならない方は、やはり受けなければ大変なわけで、今言われましたように週に二、三日、特に進んでくると週に3日は受けなければならないということで、私たちもかねがね、できれば地元で透析が受けられれば一番いい方法だということを願っていたわけでございます。

ここの町立病院が建設されるときに、当時議会のほうでも特別委員会を設置し、さらには常任委員会で、所管のほうと透析治療が受けられないか、診療科目を決めるときにそういう議論もされたというのですけども、ちょっと私もそのときの委員でないのでよくわかりませんが、現在議員をやっている方からの話を聞くと、そういう要望もあったと。

でも、それは一つの限られた予算の中で、診療科目なり、スペースが決められたということでございます。

そのときの所管の対応では、できるものであれば将来、そういう透析治療の受け入れができるような、そういうスペースもつくっておく必要があるのではないかという話があったということですが、その点についてはどうでしょうか。

今、そういうスペースはもちろんないと思いますが、そのことについて協議したことはございますか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員に申し上げます。なるべく通告に沿った質問をしてください。

はい、病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 通告の部分につきましては、後ほど町長のほうから御説明させていただきます。

私のほうから、新病院建設時における検討について御説明させていただきたいと思えます。

新病院建設時におきましても、透析治療ができないかということを検討しております。

建設当時、ちょうど国が福祉医療改革を進めている状況の中で、建設にあわせ、当病院も医療集中改革プランを作成しなければならない状況の中でありました。

国のほうは、病床稼働率に応じた病床数の削減だとか、不採算制の診療科目の見直しだとか、何よりも地域病院が担う病院自体は、集中的にこの病院はこれを行うだとか、そういった方向性を持ってくださいという部分で協議しました。

建設計画において、補助事業であったり、それから敷地が公園であったりなどして、面積も限られておりました。

その中において、旧病院の診療科目は10科目を診療していたわけですがけれども、その科目を減らすわけにはいかない。そんな中で、血液透析を行う場合は多くの人員の確保、高額な医療機器の購入、採算性合わせまして、近隣の病院等の影響なども十分検討した中で、この血液透析ができないか検討しております。

現状なのでありますが、実施する場合、スペースというものはかなり多く必要となってきます。今の病院の現状で、スペースをとれる状況ではないと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、病院の事務長からの説明で、そういう検討もされたことがあるということでございまして、そのスペースをとっていないというのが今の現状だと思います。

私の質問の4番に入るわけですが、町内在住で釧路市など遠隔地にある医療機関で血液透析治療を受けている患者は、肉体的な負担が大きいと聞いております。

このような中、地元の病院でも治療を受けることが可能になれば、患者や家族の負担も軽減されると考えますが、町長は町立別海病院での血液透析患者の治療受け入れ実施について、どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、血液透析治療を実施する場合におきましては、専門の医師でありますとか、臨床工学技師、看護師など、多くの医療スタッフが必要となってまいります。別海町の患者のほとんどが透析治療を受けている町立中標津病院では、専属の医師1名、臨床工学技士8名、看護師5名、看護助手2名の体制で行っていると聞いております。

一度に対応する人数によっても異なりますが、医療スタッフの確保、透析供給装置や患者監視装置など機器の購入、ベッド数に応じた透析治療室のほか、透析液をつくるための機械室の確保など、これに当たる十分なスペースがまた必要になります。

今後、これらの解決すべき課題とともに、長期的に見た血液透析治療の見通しでありますとか、患者の動向なども含めまして、病院の医師とも十分に協議をしながら、患者や家族の負担を軽減するために別海病院で解決できないか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、町長のお言葉で、長期的に見ても患者数がだんだんふえる、要するにそういう病気が多くなってくるということで、できるものであれば地元で透析治療が受けられるような考え方を持っているということで、私は以前から見たら前進したかなと、このように考えております。

また、今すぐ私が質問したから、それが実現されるとかということではないと、今説明があったように施設の整備とか、さらには機械室、医療スタッフの確保とか、そういうことで時間がかかると思います。

ですが、先ほど言いましたように患者の負担を少しでも軽くすることであれば、やはり当然、検討していただく余地があるかなというふうに思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、この透析治療は病院で行う透析治療と、それから在宅で血液透析を実施するという方法があるわけですが、恐らく別海町内の患者さんの中では在宅の透析をされている方はいないと思いますが、もし、町内で在宅で透析治療をするという方がおりましたら、町はどのような考えをお持ちですか。

このことについてもお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

在宅透析を行う場合、患者及び介助者が病院において1カ月程度訓練を受け、医療知識を身につけることが必要となります。最終的に患者本人が針の装着などをできるかどうか判断され、合格した人だけが在宅血液透析をできるようになっております。また、この判断基準はかなり厳しいものとなっております。

在宅血液透析を提供できる病院は、訓練ができる設備と専門のスタッフがそろっていること、患者が血液透析を行っている時間において、緊急時に患者からの連絡に対応できる体制も整っていることが必要です。

これら在宅透析を行う場合の条件は厳しく、現在、根室、釧路管内において、在宅透析を提供している病院はありません。

このような現状から、町内での在宅血液透析の実施は難しいものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、事務長から説明がありましたように、なかなか在宅透析は難しいと私も思っております。

根室市で私の知っている方が在宅透析をしていたのですが、本当に大変な思いで、この在宅透析をする条件としましては、下水道が整備されていたり、それから電源が、単独で流す電流が20アンペアが必要であるとか、さらには、在宅透析の場合、自分の生活と合わせて時間のあるときにゆっくり透析するというので、病院で受ける透析よりは多少、体にも時間的にも余裕があるということをお聞きされておりました。

特に今、町立中標津病院では町内町外からたくさんの方の透析治療を受け入れて、午前と午後からで、本当に私は機械的にはされていると思いませんけども、本当に以前から見ると、短い時間で透析を受けて帰らなければならない、病室を出なければならないというふうに聞かされておまして、非常に透析を受けた後、体に負担がかかる、本当に大変な思いだということをお聞きされております。

この4町であると中標津に集中して透析患者が多いということで、中標津で透析を受けている患者さんについても、非常に厳しい状況にあるということも聞かされておま

す。

在宅で透析をするというのは、自分の生活に合わせた透析ができることが一つのメリットである。ただ、在宅でする場合には、今言った下水道の整備がされていたり、電源がどうかたくさん条件がありますし、先ほど事務長が言いましたように、病院で訓練を受けて、病院から指定された、了解をされた人だけが受けられるという、そういう難しい条件だと思います。

なかなかの在宅透析というのは実現は難しいかなと、このように思います。

そういうことも受けまして、今後患者さん方の負担軽減について、ぜひ時間がかかっても町立病院で透析が受けられる、そういうことになってくれれば一番いいかなと、そのように思っております。

最後になりますが、私きょう、この透析の関係で質問させていただいたのですが、今、町長も冒頭、年々ふえ続けている糖尿病性腎症の人工透析患者について、町立別海病院で透析が受けられるようなことができればという前向きなお言葉をいただきました。

質問したから、すぐにそれが実現できるとかそういうことではございません。私もそこら辺は認識しております。

でも、やっぱり患者さんにしたら、1日も早く地元の病院で治療が受けられることを望んでいるわけでございまして、最後になりますが、これからの進め方について、もし町長、総括的にまとめてお答えいただければと思いますが。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

透析患者の皆さんの御苦勞でありますとか、家族の皆さん含めて、御負担については先ほど認識を申し上げたとおりであります。

この本町の病院で透析を行う、治療を行うためには、先ほど言いましたようにさまざまな諸課題がございます。

したがいまして、それらを含めて、病院と十分協議をしながら今後検討してまいりたい。そのように思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 以上で私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、松原議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、3番森本議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○3番（森本一夫君） 通告に従い、質問させていただきます。

まず1点目ですが、別海市街地の空洞化について質問いたします。

平成25年3月の定例会で、市街地の空き地対策について質問をいたしました。

町長は、第6次総合計画の中で市街地整備がうたわれており、多くの意見を参考に整備計画を見直すという答弁をされました。

そこで、次の3点について伺います。

まず第1点目ですが、本年度は市街地活性化計画の別海地区版作成に係る検討委員会を設置するという事になっています。

近年の市街地は、道東あさひ農協が別海高校付近に移転され、また、個人住宅を中心部から離れた場所に建築されるなど、より一層空洞化が進行しております。

町長の答弁より約1年半が過ぎ、その間どのような検討がなされたのか。また、現状を踏まえ、早急な対応が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、私は平成25年の3月の第1回町議会定例会におきまして、森本議員からいただきました街中の空洞化対策にかかわる御質問に対しまして、第6次総合計画に基づく市街地整備の推進のため、商工会における検討組織等とも連携し、市街地計画の作成を進めることとしている。そのようにお答えをいたしました。

お答えをいたしました市街地計画の作成につきましては、別海町市街地活性化計画別海地区として、平成25年8月から取組んできているところであります。

具体的作成においては、同時期に進めてまいりました第6次総合計画の見直しに歩調を合わせる形で、役場庁内の各所管、業務を直接担当する職員による検討。続いて課長級、最後は各部長等の幹部職員による検討と、それぞれ横断的な検討を経まして、計画原案を作成しております。

また、この計画に対する町民など参加機会として、計画原案に対するパブリックコメントの実施や、4回にわたる町民や児童生徒対象にした学習会の実施のほか、共通の理解を持ち進めていくことが望ましい団体である別海町商工会への説明会などを実施しております。さらには、町民の自主的なまちづくり活動を推進する立場から、公募型補助金活用団体や各地区のまちづくり団体などとの意見交換会を実施するなど、広く町民の皆さんから意見をいただきながら進めてきたところであります。

現在、この別海地区の市街地活性化計画は、申しあげましたさまざまな機会の中でいただいた御意見などの計画への反映、精査作業を進めておりまして、10月にも公表する予定としているところでございます。

この計画の期間は、現在進行中の第6次総合計画と同じく平成31年3月までとしておりますが、森本議員の御質問のとおり、この間にも道東あさひ農協の事務所が移転するなど、今後においても、別海地区あるいは別海町を取り巻く市街地環境の変化が大いに予想されるところでございます。

この計画策定以後に続く、市街地活性化にかかわる具体的事業につきましては、それぞれの構想を進める上で、町民の皆さんの経験や知識に基づく御意見でありますとか、提言が反映される機会を引き続き設定していくとともに、行政といたしまして、事業を構築、計画達成のための財源の確保、これを進めていきたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 今、町長から答弁ありましたけれども、ぜひ町民の意見を十分に聞いてですね、どっちにしても行政一本ではできません。やっぱり町民が行政の考え方に沿った行動をしないと、幾ら1人で頑張ってもついてこないということがありますので、ぜひその辺も考えながら対応していただきたいというふうに考えます。

次、2問目です。

現在の中央公民館の建てかえは、本町の活性化につながるよい機会だと思います。

町立別海病院や建設中の特別養護老人ホームなど大型インフラ整備が進む中、(仮称)生涯学習センターは町民だれもが使用できる施設であり、設置場所や機能によっては、市街地に人が出てくる起爆剤になると思われます。

平成27年度に(仮称)生涯学習センターの基本構想、基本設計が予定されていますが、どのような構想を持たれているのかお伺いいたします。

○議長(渡邊政吉君) 総務部長。

○総務部長(佐藤次春君) それでは、私のほうからお答えいたします。

中央公民館の建てかえにつきましては、昨年の12月に教育委員長の諮問により、(仮称)別海町生涯学習センター建設基本構想策定委員会が設置をされまして、7回に及ぶ委員会での意見交換、議論を経て、その検討結果について、ことし4月に答申書が提出されております。

答申書の中で、生涯学習センターの施設規模については既存施設の活用も含め、市街地が海岸部、中央部、西部の3地区に分散している本町の特性や町の厳しい財政状況、将来人口なども踏まえた適切な規模とするようとの提言があります。

また、施設の複合化等についても言及され、メリットとデメリットを十分精査し、関係機関とも十分協議した上で図書館部門、社会福祉施設部門、観光案内部門において複合化を検討すべきとした上で、建設候補地については、超高齢化社会時代の到来を考え、高齢者が徒歩で行くことができる中心市街地が望ましいこと、中心市街地に建設されることで、活性化にも大きく寄与すると考えられるとの意見もありました。

そして、別海地区の市街地活性化計画との関連を踏まえた生涯学習センターが中心市街地に建設される場合は、この計画との整合性を十分図るとともに、市街地にぎわいの中核施設として整備する必要があるとの意見をいただいたところでございます。

この基本構想策定委員会からの意見の一つ一つが大変貴重であり、今後、町において建設に向けて具体的な計画を形づくる上で、指標とすべき事柄であると重く受けとめております。

現在策定中であります、市街地活性化計画別海地区の原案の中において、今後も町民の余暇活動と集団的学習の浸透を支える、社会教育の中心施設となる生涯学習センターの整備については、高度化する町民の学習要望に対する施設機能の向上だけではなく、まちづくりにかかわる町民の活動を広く支える取組みの充実が必要であると位置づけております。

一方、施設建設にかかる費用は、町の財政を大きく圧迫するものであることから、国の補助制度等を活用する中で財源を確保する必要があると考えております。

現在、具体的な財源確保に向けて関係機関との調整を行っておりますが、補助事業の種類、性格によっては、さまざまな制約も生まれます。それによっては、計画期間の見直し等が必要な場合も想定されるところでございます。

それらを含め、今後具体的に進めていくに当たっては、議会を初めとし、よりよいものを協働でつくり上げていくことを念頭に置いて、施設を利用する住民の方々や関係団体の意見を十分把握しながら、計画に反映させていくこととしております。

御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 今、詳しいお話をいろいろ伺いました。

そこで、もう1点というか今の続きなのですが、今の公民館は耐震性がないということをおっしゃっております。

それですね、もし大きな災害が起きたときの避難場所として、公民館という役割は大変重要と考えます。

そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの御質問ですが、町の災害時における避難施設の指定からは現在、中央公民館につきましては除外をしたという経緯がありますけれども、中心市街地のそういう避難施設が不足しているのではないかとおっしゃっておりますので、当然、今後計画される生涯学習センターの中ではですね、そういう機能を十分対応できるような施設を検討していくということを前提にしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） はい、ぜひよろしくお願ひします。

次、3点目です。

町は、にぎわい商店街創造事業、起業家支援事業として補助制度を設けております。

補助するだけでなく、官民がいろいろな考えを出し合い、協力して活性化対策をすべきであると考えます。

事業の内容によっては、費用負担が増加することがあると思いますが、活性化への足がかりをつくるのが町民の利益にもつながるので、検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

地域の活性化対策というものは、ハード面、ソフト面、幅広くあると思います。

御指摘のとおり、官民が考えを出し合い、協力して行うことは、非常に意味のあることだというふうに思っております。

中小企業振興につきましては、現在、別海町中小企業振興検討会議というものが組織されておまして、今年度も2回ほど会議を行いました。

この中では中小企業振興基本条例、及び五つの基本施策に分けた中小企業振興行動指針、これをもとにし、さまざまな議論がなされ、一部実行もしてきております。

その中の一つといたしまして、担い手育成事業の一環として、8月2日から3日にかけて、別海高校生14名によりまして大学への視察研修を行っております。

これにつきましても中小企業家同友会、そういった方々と協力して、官民協力しての事業といったものを展開しているところであります。

今後におきましても、第6次総合計画、中小企業振興行動指針、及び今後策定されます市街地活性化計画などに基きまして、関係団体等と協議し検討しながら、官民一体となってさまざまな分野で有効性のある地域の活性化対策、そういったものを講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひよろしくお願ひいたします。町民も当然期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次、2問目の質問を行います。

別海高校の学級減についてであります。

本町にある別海高校は、平成27年度より1学級減と道教委から示されました。

根室管内では、根室市内の二つの高校が1校に統合されるなど、本町でも入学者数が減少すれば統合されるのではないかと危惧しているところ です。

町長初めとする教育関係者が、現状の3学級を維持できるよう要請を行っている旨は新聞等に掲載されておりましたが、地元中学生の別海高校への進学率が年々減少し、なおかつ少子化、専門分野への進学が進んでいます。このことは、別海高校の今後を考えると憂慮すべきことでもあります。

そこで、本町には別海高校OBが多数おります。その方たちの力と、町、教育関係者の力を合わせ、何らかの支援事業を設け対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 森本議員の質問にお答えさせていただきます。

別海高等学校普通科の学級減のこれまでの経過、並びに今後の取組みにつきましては、9月5日開催の全員協議会の中で御説明をさせていただいたとおりでございます。

最終的に平成27年度の募集につきましては、残念ながら計画案どおり1学級減の結果となってしまいました。

町長初めとしたオール別海で取組んできた今回の要請活動の中で、平成28年度以降において、学級増の可能性が出てきたところです。

今後、普通科学級増のために魅力のある高校づくりはもちろんのことですが、町として、子供たちが選択しやすい環境づくりを支援する必要がある。道教委が示した支援策を、来年度からもしっかり実施してまいりたいというふうに考えております。

御質問のとおり、本町には別海高校の卒業生が多く在住しておりますので、別海高校の同窓会、それから別海高等学校教育振興会、別海高等学校運営協議会などと、さまざまな協議をさせていただきまして、町内の生徒、それから保護者はもちろん、町外の方からも選択していただけるような魅力ある高校づくりのために、別海高校と連携しながら取組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 一応、全員協議会で、報告書を資料としていただきました。

それをこの場でですね、やっぱり新しくこういうことをするのだというところを、ぜひこの議会の中で、町民の皆さんに周知できるように再度お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 再度ということですので、また改めまして考え方を述べさせていただきます。

やはり学校と、学校というのは別海高等学校ですね、道立高校でありますけれども、やっぱり地元の子供たちのほとんどが別海高校に進んでいくと、地元の子供は地元で育てていくというのが根幹にあって、将来の町を担っていく子供たちをどうやってはぐくんでいくというのが一番基本だと思います。

そういった部分では、もっと積極的に町も高校のほうへの支援も含めながら、保護者の

支援も含めながら、積極的な対策を組んでいかなければならないのかなというふうに考えております。

具体的なもので行きますと、今までも当然、高校対しての支援は行ってきました。海外派遣の部分ですとか、高校3年生全員を対象としたミニ人間ドックなど高校生の健診ですとか、先ほど説明のあった大学視察の事業補助等の取組みをしてきました。

それから部活動についても、別海町は広大なものですから思うように部活動ができないということがあって、長年にわたって部活動バスを2台走らせております。

それとプラスして、やっぱり先ほど言いましたように、別海町の広大なところから通ってくる子供たち、それから保護者の負担は非常に大きいものですから、そういった部分の通学費の助成ですとか、それから高校から全道大会あるいは地区大会に行くときに、非常に遠征費がかかっているわけですね。それは市街地、都市部の子供たちと比べると、非常にコストがかかっています。保護者を含め、相当な負担をしているというのは調査の中でわかっていましたので、そういった部分の部活動の遠征費の助成とかですね。

それから、地元には進学を目指す子供がたくさんおりますので、そういった進学対策ということで、別海高校でも塾とか予備校はないのですけども、今そういう技術を使って、インターネットを使った学習する仕組みがありますので、そういった部分も高校の中にきちんと整備をして、そういった部分のサポートもしていきたいというふうに考えております。

何よりも、高校のほうでアンケート調査をさせていただいたときに、やっぱり通学バスの利用度も高いですし、寄宿舎を用意した場合には利用するかというアンケートでは、意外に利用するとした方が多くて、50名近くがあれば使いたいという希望がありましたので、そういった部分についても昔はあったのですけども、道路事情がよくなった段階で一度なくした経験があります。やはり、いまだにそういう部分が負担になっていて、それを理由に町外あるいは釧路管内のほう等含めて出てしまうケースがありますので、そういった部分も助成していく仕組みをつくっていききたいなというふうに思っております。

それと同時にですね、別海高校もしっかり進路指導もされておりますし、実績も出ています。本当に進学校でありますし、進学状況についても100%でありますし、就職率も100%という実績を残しますので、そういった部分のPRも積極的にやってもらいたいという申し入れも当然しておりますし、その部分のPR等についても、地元の中学校、それから地域にもわかるような形で、連携をとりながらやっていきたいということにつきましては、教育委員会としても全面的に支援をしていきたいなと思っておりますので、これからは別海高校、それから道教委、町の教育委員会、それとさまざまな教育関係の団体皆さん、OBも含めてですね、いろいろなことで情報共有しながら支援していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 最初にお話がありました、新しく行う事業については大変評価しております。

ぜひ、これを実施していただきたいということを希望して、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、森本議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） それでは通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

最初に、地域公共交通の充実についてです。

本町は、1,320平方キロメートルという広大な行政区域に点在した集落により、地域公共交通網の充実について容易ではない現状があります。

町では地域生活バスを運行し、点在する集落と中心市街地をつなぐ貴重な交通網としています。また、旧国鉄標津線廃線により運行されている路線バスも、運行経路の見直しにより利便性を図ってきました。

さらに、福祉ハイヤー利用券、高齢者・障がい者バス無料利用券を交付し、交通弱者が公共交通を利用しやすいよう配慮しています。

町の高齢化率は、昨年10月1日現在で22.4%と全国平均の25%、これは平成25年9月15日現在ですが、これを下回っているものの確実に高齢化が進んでおり、次なる対策が必要な時期に差しかかっているのではないのでしょうか。

自動車への依存が高い地域ではありますが、現状の施策に甘んじることなく、交通弱者の外出機会の保障と地域公共交通のさらなる充実に向け、課題を克服しなければならないと思います。

1番目として、町営バスの乗降客数は、平成19年度5万6,108人だったのが、平成25年度には3万7,463人に減少しています。

その要因をどのように考えますでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えいたします。

乗客数の減少につきましては、一番大きな要因として、近年の少子化の影響による学生輸送人員の減少があげられるというふうに思っています。

また、運転免許保有者の数は、町民全体ではほぼ横ばいの状況にありますけれども、65歳以上の保有者数は、平成19年度と25年度を比較しますと562人、約36%の増というふうになっています。

さらには、人口が減少する中、乗用の車両保有数は微増となっております。木嶋議員の質問の中にもありましたとおり、マイカー利用者の割合が増加していることも生活バス利用者の減少につながっているものというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 予想されることでそういうことが起こってきていますし、当然、自動車への依存が本当に高い地域でありますので、それは否めないことだと思いますが、ただ、そうするとですね、町営バスをせっかく運行していますから、これは本当に地域と地域をつなぐということでは大事な部分だと思うのです。

そういう中で、その役割がやはり変わってきているのかなと、その役割の持つ意味の内容は変わってきているがゆえに、そのあり方をこれから考えていかなければいけない部分であるのかなというふうに思うのですが、そのあたりについて、どのようにお考えでしょうかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 地域生活バスを町で運行している路線につきましては、木嶋議員の冒頭の質問にもありましたけれども、標津線が廃止になってからの代替輸送バスとのつなぎの面であったり、あるいは高校であったり、そういう基本的な生活の足を守るといってダイヤが組まれていて、路線を維持してきているという状況にあります。

今、質問のありましたように人口の規模、あるいは少子化が大きく進む中で、それぞれの持っている役割と言いますか、それもだんだん変わってきているのだろうというふうに思います。

ただ、いろいろな財政的な問題もありますし、一度民間バス等が撤退してしまうと、それに対する町の対応というのは大変厳しくなるというようなことからですね、やはり競合しない中で町の生活バス路線の維持というのが、やはり基本とならざるを得ないのかなというふうな考え方があります。

総体的な交通弱者全体に対する町の交通網の整備につきましては、後ほど町長のほうから回答があると思いますが、現実的な部分でいろいろ実態が変わってきているということでは見直しも必要になってきている、そういう時期だというふうな認識をしております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと1点、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいのですが、今、地域生活バス4路線ございますね。その4路線の中で、比較的安定していて乗降客数も余り変わっていないとか、そういうところというのは実際あるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですが、地域生活バスにつきましては御存じのとおり、上風連線、上春別線、西春別線、そして尾岱沼線というふうにあります。

全体で言いますと、先ほどの質問にございましたように減少傾向と、19年と比較しますと約1万8,000人減っているということがございますけれども、その中で、尾岱沼線につきましては減少率が一番小さいのかなと。概数で申し上げますと、平成19年度におきましては約1万5,000人の利用者でしたが、平成25年度では1万200人程度ということですので、利用者の数から言うと一番多いのかなと。

あと、減少率で小さい部分で言いますと、上春別線ですけれども、19年度は7,500人の利用がありましたけれども、25年度は5,200人程度ということで、減少率で言うと少ないのかなといった状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） この路線というのは、多分変わらず運行されてきているのだろうと思いますけど、路線ごとにも対策というかですね、細かい配慮が必要になってくるのではないかなというふうに感じます。

2番目の質問です。

交通弱者と言われる高齢者や障がい者の方々の移動支援について、積極的な施策が必要だと考えます。

乗り合いタクシー、デマンドバスの運行やスクールバスの目的外利用などが以前から言われていますが、どのように考えますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、現在運行している生活バス路線以外でのデマンドバスや乗り合いタクシーの運行につきましては、利用者の利便性向上につながりますが、本町の広大な行政区域に公平なサービスを提供するためには新たな経費の負担が必要となりますので、今日もやっております無料利用制度についての廃止でありますとか、有料運行となることも想定をしていかなければならないと考えております。

今後、社会環境の変化に対応する公共交通網の形成でありますとか、運行方式の見直しを検討しながら、現在の地域生活バス制度は維持をしていきたい。そのように考えております。

また、高齢者や障がい者の方々が移動する際の地区内での支援でありますとか、行政サービスなどが受けられないおそれのある方々の実態調査をするなどですね、今後も検証してまいりたいというふうに考えております。

スクールバスの目的外の利用についてですが、幹線道路から自宅まで距離がある高校生について、一部の路線の朝便のみ余席を利用して、生活バスや民間バスへの接続が可能な場合に限り便乗することを認めているところでございます。

今後も余剰定員数の範囲であることなど一定の条件のもとであります。可能な限り便乗による利用を認める方向で対応していくこととしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やはり、これから高齢化が進んでいく中で、確かに元気なお年寄りの方も多いわけですが、そうした交通手段を持たない方もふえてくるという可能性がありますので、十分な配慮が必要だなど。

特に市街地というのは、例えばイーストタウンにしても、かなりまとまって居住されている区域でもあります。そうしたところを重点的に、要するに財政の部分もありますから、効率のいいところで試行的に運行してみたりだとか、現在買い物で皆さん路線バスを使われたりしているのですが、なかなか本数がないものですから、それに合わせて行動しないといけないということで、かなり不便を感じている方も中にはいらっしゃると思っております。

そういうことで、弱い方に照準を当てて、政綱をつくっていくということをごこれからお願いしたいと思っております。

2番目の質問に移ります。

自殺予防対策の推進についてです。

きょうは世界自殺予防デーということで自殺予防週間が始まりまして、庁舎のロビーにも啓発の展示物が掲示され、広報でも皆さんに周知されているということがございます。

我が国の自殺者数は緩やかな減少を続けていますが、道内では、なお年間1,300人余りの人がみずからの命を絶つという悲しい現実であります。

公益財団法人北海道健康づくり財団の「北海道における主要死因の概要8」によれば、別海町において平成15年から平成24年までの10年間で、58人が自殺により亡くなっています。

自殺は本人が苦しみ、家族が悲しむだけでなく、社会にとっても大きな損失です。自殺予防対策を進め、一人でも多くの命を救わなくてはなりません。

1番目に、町では、国がまとめた自殺総合対策大綱や、道がまとめた第2期北海道自殺対策行動計画を踏まえた上で自殺対策をとっていると思っておりますが、この地域の自殺者の特性について、どのように分析していますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 御質問にお答えいたします。

国内の年間の自殺死亡者数につきましては、バブル経済崩壊後の経済不況を反映いたしまして、平成10年から平成21年までの12年間は3万人前後で推移してきましたが、

平成22年度以降は3万人下回りまして、かつ現在は年々減少しているという状況です。

道内におきましては、平成10年に1,500人を越えて以降ですね、毎年1,500人前後で推移していましたが、平成21年以降は減少を続けて、平成24年の数値といたしましては1,206人となっております。

中標津保健所管内の4町ですけれども、道内で一番自殺死亡率が高いという地域でございまして、平成15年から平成24年までの10年間で178名の方が自殺により死亡しております。

本町におきましても、平成15年から平成24年までの10年間、議員おっしゃいましたとおり58名の方が自殺により尊い命を失っております、全国及びほかの地域と比較する場合に用いる標準化死亡比というのがございますが、これは全国を100として比較いたしますけれども、この場合153.9と非常に高い値となっている状況です。

御質問の本町の自殺者の特性についてですけれども、各項目とも全国、全道とほぼ同様の傾向にあり、性別では男性の割合が7割以上と女性が少ないという状況でございます。

年齢階層別で申しますと、50代が3割を超えて最も多いと。さらに50代以上の年齢で6割以上を占めているという状況です。

職業別で申しますと、主婦や年金等生活者を含む無職者が多いと、次いで自営業、家族従業員の順となっているほか、原因動機別では、病気などの健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済生活問題という順と多くなっております。

また過去にですね、未遂歴のある自殺者の方が再び自傷行為を行うというケースが、全体の2割程度を占めているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 語るには本当にはばかれるような感じで、悲しいことが起こっているわけなのですが、そういう中で、町では保健センターのほうで心の健康相談というのを毎月何日か、日にちを決めて行っていると思うのですが、そういうところで見えてくるものというか、中身は具体的に恐らく公表できないでしょうけど、そういう健康相談をやることによって防げているところが多分あると思うのですね。

その辺をちょっと、現状がどのような状況なのかを、非常にアバウトな質問なのですがお知らせいただければというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、保健センター長。

○保健センター長（門脇芳則君） 質問にお答えいたします。

心の健康相談は毎月3回、木曜日の午後から行っておりますが、25年度の相談件数でございますが、延べで74件の相談を受けてございます。

詳しい相談内容につきましては、健康問題等いろいろありますが、内容については控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 多分、予防ということでは非常に大事な部分を担っているのかなと思います。

そういう中で、この相談を受ける機会をふやしていく。当然、そこに携わる臨床心理士の方ですとか、そうした体制ももちろんあると思うのですが、そういう機会をふやしていくというのは今後必要と思っているのか。それとも、現状でしばらく様子を見たいと思っ

ているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） その相談の機会ということでございますけれども、今、保健課長からお答えしましたように、年間で今74人ぐらいということですが、今、冒頭議員のほうから全国、全道的な傾向もお話がありましたが、国のほうでも地域ができる方向で、地域の実情に合った自殺対策をとっていくべきであるという方針を出しております。

その74人という相談者の数字が多いのか少ないのかというのは、何とも評価のしにくいところではございますが、必要に応じてですね、これからいろいろな連携であるとか、そういった各団体、それから機関の連携ということも考えておりますので、そういった協議の中で必要性、そのニーズがあると。また、その機会をふやすことによって効果が向上するというような方向性が想定されれば、当然そのような機会をふやしていきたいというふうには考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やはり、その場所に行くことさえ大変な方たちももちろんいると思いますので、そうした対策も含めて、例えば行きやすい環境をどのようにつくっていったらいいのかとか、そういうことも合わせて考えていただけたらというふうに考えます。

2番目です。

自殺未遂者については、特に再び自殺に及ぶ比率が高いにもかかわらず、体の治療だけで、心のケアを受けずに退院しているケースがあると聞いています。

また、家族もどのように接してよいのか、不安を抱えたままのケースもあるということで、救急が駆けつけた時点から本人及び家族に対して、精神科医や臨床心理士による専門的なケアが必要であると感じます。

また、自死遺族についても、身内の悲しい最後に接し、心に深い傷を負います。それが癒されないまま時間が過ぎると、自覚症状もないままうつ病になり、同じ道を歩むという比率が高いということが言われています。

未遂のケース同様、早い段階で心のケアが必要であると考えます。

本町では、どのようにとらえ対策をとっているのか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

自殺未遂者が治療のために別海病院に入院した場合は、必要に応じて、患者の精神的な部分も対応している状況です。

別海病院は、精神科の心のケアに関しては入院治療を行っていませんので、入院治療が必要なケースにつきましては、他市町村の入院可能な病院を紹介しているのが現状です。

自殺未遂者本人及び家族に対し、専門のケアの必要性は認識しておりますが、現時点では専門職員が不足していることに加え、個人情報保護の問題もあり、積極的な対応はできない状況となっております。

なお現在、病院も含めまして、自殺未遂者及びその家族への支援ができる体制づくりについて、関係機関で協議を進めているところです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 実際に専門家がいないと携われない現状もちろんあると思うのですが、これは例えば自殺だけに限らず、心のケアの問題というのは今、非常にクローズアップされてきています。

後でも出てきますけども、そういう状況の中で、そのあたりの施策をもっと強力に進めていくというのは非常に大事ではないかなと思います。

積極的な干渉はできない状況にあるということですが、そのあたりについて、もう少し前向きなお話が聞かせていただけたらというふうに思うのですが、どのように考えますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

今、事務長のほうからも答弁があったとおりですね、次の通告内容にもちょっとかわってきますけれども、町といたしましても各関係機関との連絡体制を整えて対処していくということで今、検討中といいますか、作業を実際に進めているというところにあります。

ただ、個人情報保護の問題があるということで今、答弁ありましたが、これも、関係機関の中の協議によって心のケアにつながるような道筋に導くといえますか、これはその知りえた情報を本人の了解なく扱うことはできませんので、医療機関を受診した場合は、医療機関から本人または家族にですね、そういった相談、その他を促してもらうような働きかけを強めていくような方法をもって、効率的な相談業務が行っていきけるような、つながっていくような方法で、いろいろと検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 地域によっては、先ほど言っていましたように、救急段階から精神科医や臨床心理士が入った状態でケアしていくことをやっている地域もあるようですので、ぜひ未来につなげるということですね、そういう対策をしっかりとお願いしたいなと思います。

3番目です。

自殺の要因は、いじめやセクハラ、パワハラといった人間関係のトラブル、多重債務や経営難などの経済的な問題、病気などの健康上の問題、恋愛や家庭内の問題など多岐にわたります。

対策についても、多くの関係者の連携により進めなければならないと考えます。町では、どのような連携を図っていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町の自殺対策は、精神的な問題に関する理解を深めることを目的といたしまして、平成16年度から毎年、精神保健講演会を実施しています。

また、先ほどもお話ししましたが、昨年度から臨床心理士による心の健康相談を実施しておりまして、平成25年度は延べ74人の方から相談を受けているところです。

本町では、本年2月から3月にかけて自殺が多発したことから、中標津保健所の指導のもと、町立病院、消防署、それから福祉部内の関係部署等の担当レベルでございまして自殺対策連絡会議を立ち上げ、自殺未遂者やその家族への支援のための組織づくりを現在、進めているところです。

今後においては、町内の学校を初めとする教育機関、それから傾聴ボランティア団体な

どとも連携をしていきたいというふうに考えています。

また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いてですね、必要な支援につなげる人、ゲートキーパーと申しますけれども、まずは町の窓口対応職員向けに、11月にゲートキーパー研修を行うこととしておりまして、今後これらの取組みを町内の関係機関にも拡大してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 地道に努力されてきた、先ほどの傾聴ボランティアの方ですとか、いのちの電話の方ですとか、住民の中にはそういう方たちもいらっしゃいます。そうした方たちとのかかわりというのが非常に重要だというふうに思いますので、そういう意識がもっと広まってくれたらいいなというふうには思っております。

あと、本当に行政としてどういうことが必要なのかなと考えたときにですね、たまたま南相馬市、東北の震災で大きな被害を受け、原発でいまだに被害を受けているところですけど、そこの桜井勝延市長の言葉がですね、南相馬みらい創造塾というのをつくって、夢を持てる、夢を持つことにチャレンジできる、そうした若者を育てていこうということで、地域のリーダーシップをとれる人材を育成するというのを、いわゆる自殺対策の一環として掲げて、今、実際にそれを行っているところです。

そうしたように人材を育成するということが、その地域のいろいろな課題を克服していくための道でもあるのだなということ、すごく強く感じたところです。

苦しみを喜びに変えていく生き方、そう考える力を養っていくということは、やっぱり子供の力、そういうことを教育として取り組んでいくということが非常に大事だなと思います。

そうしたことで町全体の思い、そうした悲しいことを起こさないということについて、町長、最後にちょっと答弁いただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 自殺についての今、さまざまな議論が行われておりますが、なかなか人の心というのは我々平常な皆さんが読み取る、そして気づくということについてはなかなか難しいところがある。それが解決になかなか向かわない、そういう状況にあるのだと思います。

しかしながら、そういうところをできれば、我々のようなこういう町、町民のほとんどがそれぞれふれあい、また顔見知りでありますとか、いろいろなコミュニケーションが多分にとれる地域の中で、そういう大変悲しい自死というものがあるということについては、それぞれ我々含めて、本当に多くの町民の皆さんとともに、この認識といいますか、そういうことを共有しながらこれから対応していく。そういう日ごろからの一人一人の気配りも大切なのだと思いますし、まさに今お話がありましたように、小さな子供のときから、これからの世の中をしっかりと生きていけるような力強い大人に育つような教育のあり方だとか、いろいろなことを総合的に考えていくことが必要と思っております。

なかなかそういう意味で個人の情報を出せないような状況の中で、どうやって連携をとりながら、今いろいろなことを模索をしながら、そういうことを前提に今一生懸命やっておりますが、なかなかそれが有効な手段になり得るのかについては、まだまだこれから道が長い気もいたしますが、着実にそういう地域、町にしていくというですね、多くの皆さんの心のあり方にも、そういうことが出てくる要素でありますので、それらも含めて総合的に、これから深刻な問題として、我々も検討、また実効性のある有効なことを模索しな

がら、今後とも取組んでいく必要がある。そのように考えておりますので、これはまさに町民の皆さんが一体となって考えていただくことが極めて大事だと思っておりますので、今後とも皆さんのいろいろな御協力もこれからお願いしたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 道内には、ここと同様に高い率の地域も当然ありますので、そういう課題の先進地とも情報を共有したりだとか交換しながら、いい方向に進めていってほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

ここで、1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

それでは次に、15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） それでは質問の通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、海兵隊訓練の安全性についてであります。

全国で17巡目、矢白別演習場においては14回目となる沖縄駐留米海兵隊の訓練が行われています。

まだ行われているというふうに言っているのだと思いますが、まだ後発隊が多分残っていると思いますので、行われているというふうに思います。

2010年、12年と連続して野火を発生させ、昨年は所定の弾着地を大きく外れ、周辺農家が採草する牧草地に砲弾を打ち込む重大な事件を起こしています。住民の心配不安は大きくなっており、安全対策等がどのように行われているかを含めた丁寧な説明や情報開示が強く求められるところであります。

それにもかかわらず、従来行っていた海兵隊員による説明会が昨年、ことしと、2年連続行われなかったということでもあります。また、訓練の公開についても、昨年まで行われていた一般町民や報道関係者の参加は今回できなかったということでありまして、自治体関係者に限られたものとなってしまいました。これは情報開示、説明責任の面での明らかな後退であります。

町民の安全安心を確保する責任が町にも、また、この議会にもあると考えますので、その立場から町の責任で明らかにすべきことについて、5点質問をさせていただきます。

1点目ですが、今回、海兵隊による説明会が行われず、訓練の公開についても一般町民や報道関係者が参加できなかったことについて、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の訓練におきまして、海兵隊による説明会が行われず、訓練の公開についても、一般町民や報道関係者が参加できなかったことについての町の見解ということでございます。

まず、昨年のも場外着弾の事故を受けまして、道と関係4町で構成する矢白別演習場関係

機関連絡会議、これにおきましては、訓練時における安全対策の公開等として、ブリーフィングの確実な実施及び訓練公開の実施を強く求めてきたところでございます。

今回においては、いずれも実施はされたものの、その内容及び対象者等が従前と異なったことは遺憾であると受けとめております。

今後、説明会や訓練公開のあり方については、矢臼別演習場関係機関連絡会議と連携をしまして、その内容を含め、引き続き求めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長も報道機関等のインタビューに答えられている場面も拝見させていただきましたが、そこでも遺憾の意を表明されておられたと、今も遺憾の意を表明されたわけですけれども、今後のことについては、また後ほどお聞きしたいと思いますが、その点をまず町の姿勢として明確に持ち続けていただきたいというふうに思います。

とりわけ、今回報道人が参加できなかったということに関しては、釧根の記者クラブが非常に強い調子で抗議の意味も含めた申し入れも行っておりますので、そういう点で非常に大きな後退だということを互いに認識しながら、今後、町民の安全のためにですね、お互いの立場で努力をしていきたいというふうに思います。

2点目でございますが、町民の安全安心にとって、海兵隊及び防衛局の説明責任、情報開示は不可欠です。

海兵隊及び防衛局に対し、説明責任を果たし情報開示することを町としても求めてこられたものと認識していますが、具体的などころではどうであったかということについて経過をお聞きするとともに、今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいまの御質問でございますが、先ほどの答弁と一部重なることと思いますが、昨年のもうけの事故を受けまして、町として、これまであらゆる機会を通じて安全対策及び情報提供の徹底を求めているところであります。

今回、ことしにつきましても、4月及び5月に町の演習場問題に関する独自の要請の中で、情報の敏速かつ正確な提供、共有、地域の安全確保のための処置にかかわる取組みの確実な履行について、北海道防衛局を初めとする関係機関に要請活動を行ってまいりました。

また、昨年来、矢臼別演習場関係機関連絡会議による要請等の取組みにつきましても、事あるごとに議会の場でも報告をさせていただいてきておりますが、今回の訓練の開始前である8月11日にも連絡会議から北海道防衛局に対し、訓練内容の事前説明や訓練の公開は確実に実施することといたしまして要請を行っております。

北海道防衛局からは、地元の理解と協力を得る上で訓練に係る情報提供は重要であるという認識のもと、実施に向けて米側との調整に引き続き努力をすとの回答を受けているところでもございます。

結果、事前説明や訓練の公開は実施されたものの、従前と異なった仕切りとなったものでありまして、私といたしましては先ほども申し上げましたとおり、このことは遺憾なことであると受けとめております。

一方で、訓練説明会の中で、現地対策本部からは今年実施した状況を踏まえて、次回については貴重な糧として実施したいという旨の説明があったということも聞いているところであります。

今後も訓練時における安全対策等の公開に対し、その確実な実施について、町及び矢臼

別演習場関係機関連絡会議により強く求めていくことといたしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町独自でも4月、5月段階で要請行動を行われたというお答えでしたし、防衛局から伝わってきたと思われる情報について、町独自に町民に印刷物で連絡をするというような努力をされてきたところであります。

8月19日の装備品の搬入であるとか、あるいはきょう9月10日の搬出について、文書をもって町民に知らせると、こういうような形での御努力をされてきたというふうに思って、そのことは大変ありがたいというふうに思っているのですが、強い遺憾の意を表明されましたし、それから今後も強く要請していくというお言葉でありましたけれども、一つお聞きしたいというふうに思うのは、説明会の場で防衛局からの短い時間であったけれども説明があったというところで、参加者からの質問ができるチャンスがあったのです。

そのときに、防衛局にもっと明確に町としての要請といたしますか、現実に公開の場での参加者が制限されているだとか、海兵隊がこの説明会の席にいないとか、そういう問題について情報開示すべきだ、もっと町民に説明すべきだという立場を防衛局に伝えるべきではなかったのだろうか。そういうチャンスがあったのに、そういうチャンスが生かせなかったのではないかというふうに率直に言って思うのですよ。

そういうところでの町の立場といたしますか、それについて説明がいただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

このブリーフィングでありますとか、訓練の公開でありますとか、そういうことにつきましては、先ほど申し上げましたようにあらゆる機会を通じて、そして日ごろから防衛局の皆さんとも、それぞれいろいろな協議をしている中でも、常日ごろからあらゆる機会をとらえて、そのことについては申し上げてきておりますので、防衛局の皆さんについては、地域の皆さん、現地の周辺の自治体の住民の皆さんの思いというのは十分理解をして、その中で米軍との協議調整をしてきて、そういう中でありますので、あのような場で改めて、私初めそのことを申し上げることが、日ごろのそういう中で言っておりますので、あえてそういうことは必要がなかったということを理解いただきたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長の立場についての説明が今、あったところでありますが、今後の問題につきましては、防衛局がああ場で皆さん方の意見については生かしていきたいという趣旨のことをおっしゃっていましたよね。今、町長がおっしゃったとおり。

それがそのまま本当に生かされるように、ぜひ具体的にそういう行動に移されるように、町長からも今後、防衛局に対する要請を引き続き行っていくべきだというふうに思います。そういう点で、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

ちょっとお聞きするのですが、ちょっと細かいことになって申しわけないのですが、町にこの情報が伝わっていたかどうかということを確認したいと思うのです。

それは何かと言うと、別海町内でボランティア活動が行われました。それから、網走方面に海兵隊の、いわゆる現地見学という形での観光だというふうに私は思っているのですが、これが9月6日、7日に行われたと。

このことについては、町としては情報としてつかんでおられたでしょうか。ちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですが、米海兵隊が地域の方々と交流を深めるという意味も含めて、ボランティア活動を行いたいということにつきましては、防衛局のほうを通じて、町に正式に前もって文書で要請がありました。

ただ、9月6日、7日の観光含めた視察につきましては、町のほうでは前もって連絡を受けておりませんでしたので、終わってからそのようなことがあったということは通知を受けております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町民の安全安心イコール情報開示ということについて、今そういうテーマで話し合っているのでお聞きするわけですが、別海町内で行われたボランティア活動というのは、具体的にはどこでどういうふうなものが行われたのですか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの御質問のボランティア活動についてですが、9月5日、柏の実学園におきましてボランティア活動を受入れていただいております。

当初の計画ではですね、学園の外にあります庭の整備をする等、具体的な予定もあったのですが、当日雨の状況だったというふうなこともありまして、午後から窓ふきですとか、入所されている施設の利用者さんとの歌ですとか、簡単なゲームを通じての交流ということが主になって終了したというふうに聞いております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そういう情報については、本当は事前に海兵隊の動きについて、事前にそういうことが行われるということについて、町民に知らせられたらいいのではないかなというふうに思っています。

時間の関係で3点目に入りますけれども、今回の実弾砲撃訓練で特徴的なのは、発射音はするが、着弾音のない砲撃が多いということでありまして。海兵隊移転反対別海町連絡会の現地監視本部が、演習場内と着弾地近くの国道などで砲撃弾数をカウントしていますが、例年より着弾音のない攻撃が多いことに注目しているところでありまして。

これまで使用してこなかった新しい砲弾を使用している可能性も考えられるところでもあります。

町としては、この点について、防衛局を通じるなどして情報を得ているでしょうか。

その点をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 新しい砲弾を使用している可能性について、防衛局を通じるなどして情報を得ているかという御質問でございますが、訓練期間中にも、ただいまの中村議員の質問と同様の問い合わせを町民からいただきました。

町としましては、その時点で現地対策本部に確認をいたしまして、対策本部のほうからは、特に変わった訓練を行っているものではない、新しい砲弾等を使用していることはないという回答がありました。

なお、この回答につきましては、問い合わせのありました町民の方に対しても、その旨、町のほうから回答したという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 音が聞こえないというのは、実際に音はしているけど聞こえないという場合もあるので、その点を私たち、この現地監視本部は慎重にこの情報収集しました。

そしたら着弾地付近四、五キロメートル離れたところ、一般人が国道等でその音を聞くことができますから、そういう監視もしました。

現実に音はしないということが非常に多く目撃されていると。今回はそういう点で特徴を持っているというふうに思いますけれども、その点、ちゃんと事実を町は把握されているかということ、改めて再度お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいま部長が答弁をしたとおり、事実の確認のために問い合わせをしているということでありますので、その結果、そういう新しい砲弾を使ったという事実はないという回答でございますので、そのように我々は認識しております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） それでも不思議だなという、どうしてだろうという疑問には答えにならないわけですね。どうして音が聞こえないのかと。その原因について、町はきちんと事実確認をするべきだと、なぜなのかということですね。

新しい砲弾は使っていないかもしれないですが、では、なぜ着弾音のしない砲弾なのかという点での事実をきちんとつかむ必要があるというふうに思うのですが、その点どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども答弁をさせていただいたとおりですね、問い合わせをして、そしてその結果がそういうお答えでありますので、そのように認識をいたしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町民の安全にかかわる、もしかしたら何か特別なことがあるのかもしれないという可能性は残されているわけですね。

町民の安全にかかわる大変大きな問題ですから、そこはちゃんと防衛局に問い合わせた、答えが返ってきた。でもなぞは残るという事態をそのままに放置するという事は、町としてはいかがなものかというふうに私は思います。

ぜひ、事実をしっかりつかむ努力をしていただければというふうに思います。

4点目ですが、今回の訓練公開時に、指揮監督所テント横で複数の海兵隊員が喫煙をしている現場を私自身が目撃しました。

一昨年、野火を発生させた際、当時の司令官が訓練中の喫煙を禁止したと説明していましたが、それが解禁されたか、また違反行為が行われたかのどちらかだと思います。

これまでの訓練事故にかかわって、隊員の規律の問題が極めて重大な問題として浮上しているわけですが、今回の喫煙は、その点からも看過できない問題であると思います。

この点についても、町として町民に説明する責任があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 海兵隊員の喫煙についてでございますが、現地の対策本部にこの点について確認をしたところ、米海兵隊員が矢白別演習場で訓練を行う場合は、自衛隊と同様の措置がとられております。

指定された場所での喫煙は認められているとのことでした。

指定された場所ということではありますが、指定された場所とは、野火が発生する可能性がある場所や可燃性物質のある場所から一定の距離を保てる場所のことでありまして、そのような場所に限り指定することが可能となっているということでございます。

今回の訓練中における喫煙に関する措置については、総合的に判断をした中で訓練に支障がなく、そして安全な場所を喫煙場所として指定をしたものと認識しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ということは、確か平成24年度であったと思うのですが、このときは禁止していたという事実があります。

それが解禁されたということなのだけれども、なぜ解禁をしたのかということについてはどうですか。そこは御存じですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 24年の野火が多数発生したことにつきましては、当然、時期的な問題、それから訓練に当たっての演習場の着弾地含めて整備の問題、さまざまな要因があつて、また不注意等もあつて、あの時はたばこが禁煙になったという措置がとられたと認識しております。

そういう中で、ただいま申し上げたように、そういう野火のおそれのない場所、また可燃性の物質のある場所から一定の距離を保てる場所、安全な場所での喫煙、これが許されているものと思っております。

ということで、またそれ以来、さらに野火の発生の防止については、安全対策の徹底に対する要請の中でも要請しておりますが、防衛局のほうからの回答によりますと、事前の演習場の整備、また、気候、気象の状況を踏まえた訓練の実施でありますとか、万が一発生した場合に備え、消火訓練の実施などの消火体制の構築、これらを要請してまいりましたが、これらのことについても実施をされていると認識をしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 規律が緩んだということは明確なわけです。

火事を起こしたときは規律を強めるけれども、時間がたてば規律が弱まるということについては、不注意ということはいつの場合にも考えられるわけですから、何も状況は変わっていないにもかかわらず規律が緩むというものについて、町としても一定の警戒感なりを持つ必要があるというふうに私は思います。

砲撃の最中ですから、喫煙していたのは。砲撃の最中、砲座ではないですよ。指揮監督所ですよ。その横で砲撃の最中に、非常に緊張する場面ですよ。指示が間違えていたら大変なことになりますから。そういう非常に緊張した場面であるにもかかわらず、複数の隊員が喫煙をしながら非常にリラックスした感じにいるということは、もう明らかに規律が弱まっているというふうに思わざるを得ないということでもありますから、5番目の質問にもかかわらずけれども、そこはしっかりと警戒心を持って、言うべきことはきちんと言っていくというふうなことが必要だというふうに思います。

この規律を弱めるべきではないと、訓練中の喫煙はしないという点で、しっかりと要請していく必要があるのではないかとこのように思うのですが、その点どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、規律の維持でありますとか再発の防止、これについては、

しっかりと常日ごろから、我々もいろいろな機会を通じて、たえずそのことを要請していく、しっかり認識をしていただくということが大事だと思っておりますので、今後についても、この前例をしっかりと我々としても認識をしながら、安全対策、そして万が一の場合の備えを含めて、しっかりと今後も要請していく。このことは大事だと思っておりますので、そのことをやってまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 5点目に入りますけれども防衛局による説明会の際、現地対策本部長が、海兵隊と自衛隊が消火訓練を共同で行い、砲撃に際しても両者が連携しているという説明がありました。

また、訓練の公開時に、司令官でありますオーエンス中佐が、自衛隊と綿密なコミュニケーションを図り、連携して訓練をしていると。砲撃の際、海兵隊が行う確認作業の再確認を自衛隊がやっていると、着弾監視も自衛隊が海兵隊と同じ場所でやっているというふうに答えています。

この説明からですね、今回の訓練が単なる海兵隊による実弾射撃訓練の枠を超えた日米共同訓練になっているということを示しています。

当初の約束である沖縄の訓練と同質同量という範囲を、この点からも逸脱しているわけであります。訓練の拡大、強化であり、断じて許されるものではないと思います。

海兵隊自身の力量のなさから、自衛隊の支援を受けなければならないほどの危険な演習は、やはりきっぱりと返上すべきものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げますが、先ほども申し上げましたが、昨年の場合外着弾の事故を受けまして、町としても、これまであらゆる機会を通じて、安全対策の徹底を求めているところでございます。

また、矢臼別演習場関係機関連絡会議からは、訓練に当たっては自衛隊との協定等に基づきとられている安全上の措置に従い、演習場管理者である自衛隊の協力も得て、万全の安全策を講じて実施をすることとする内容の要請も行ってきております。

この要請に対し、北海道防衛局からは、昨年と同演習場での場外着弾事故については、国も海兵隊もあってはならない極めて重大な事故であると認識をしており、このような事故が二度と起こらないよう、米海兵隊において安全管理を徹底していると承知をしている。矢臼別演習場においての訓練実施の際は、安全面の観点から自衛隊の協力を得て、自衛隊によりとられている措置に従っているところであるとの回答を受けております。

このことから、今回の訓練では求めていた安全対策、安全管理が徹底されたものと受けとめておりまして、今後とも同様の安全対策及び管理の徹底を私としても望んでいるところであります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 昨年のような誤着弾の事件はなかったというふうに私たちも思っていますから、ほっとしています。

そういう点ではほっとしているのだけれども、この安全対策ということで、自衛隊の支援がなければ安全に砲撃ができないという部隊でありますから、そういうことを物語っているのです。今回のこの実態はですね。

だから非常に大きな矛盾があるのですよ。町民の安全のためには万全の体制をとるといふ、これは当然なのだけれども、自衛隊の支援を受けなければ安全にできないという部隊

であるということも同時に、このことはあらわしているわけですね。

非常に大きな矛盾ですね、これはね。

そういう未熟な部隊が、非常に危険な訓練をやっているということの証左でありますから、そういう部隊については、この矢白別演習場で訓練をすべきではないということをし、しっかり町のほうとしても言うべきではないかと私は思うのですが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいま私からも申し上げたとおり、このことにつきましては、昨年の事件を絶対二度と起こしてはならないという思いのもとで我々も要請をしてみましたし、そのことを十分我々の地域住民の皆さん、そして周辺自治体の皆さんの思いをしっかり受けとめてですね、自衛隊として、しっかりそれに取り組んでいただいたことの結果だと思っておりますので、今後とも、まず安全を確保することが我々の大事な役割であります。

したがいまして、安全確保のためのことについては徹底的に今後ともやっていく、そういうことをございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町民の安全を思うということでは共通した思いだと思いますので、その点はお互いに理解をし合っていきたいというふうに思うのですけれども、これは矛盾です。はっきり言って。

安全対策をとるということで、具体的な日米、海兵隊と自衛隊の共同訓練になってしまっているという点は、これは明らかな事実ですから、その点をお認めになるかどうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 共同訓練という認識はございません。

安全を確保するために自衛隊の皆さんに協力していただいた。そして、それは我々地域の安全を守るために必要なことであるという認識でございますので、共同訓練という認識は持っておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 司令官が訓練の公開の時に細心の注意を払っているという前置きしながら、海兵隊として新しいことは特にしていないというふうに発言しています。

一緒に行った役場の方も、そのことは聞いていたのではないかとというふうに思うのですが、海兵隊はああいう誤着弾事故を起こしておいて、新しいことは特にしていないと。ただし自衛隊の支援を受けていると、こういう文脈なのですね。

海兵隊というのは、こういう存在なのだということを改めて町長にもしっかり認識していただきながら、また、さらに町民の安全のために町長のお立場で努力を続けていっていただきたいと、こういうふうに思いながら次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問に入らせていただきます。

選挙の投票率の向上についてであります。

前回、6月議会で選挙における投票率向上の対策について、私自身の提案も述べながら質問をさせていただきました。もう少し明らかにしておきたい事項がありますので、改めて質問をさせていただきます。

1点目ですが、6月議会でお聞きしたところ、投票率向上のためにポスター掲示であるとか、広報紙での周知など、非常にさまざまな啓発活動され、また、今後宣伝カーによる呼びかけの密度をふやすことなどを考えておられることがよくわかりました。その努力に

は敬意を表したいと思います。

しかし、これらは従来の枠を超えるものではなく、さらに積極的な対策を考えなければ、投票率向上になかなか結びつかないということもあると思います。

そこで、6月議会に、期日前投票ができる投票所を全町1カ所ではなく、複数箇所に広げられないかという提案をいたしました。検討が必要だとのお答えでしたが、全く不可能ということでもなかったと思います。

いろいろ難しいことはありましても、ぜひ知恵を絞って解決し、複数箇所の期日前投票所を実現することによって、投票率の向上につなげていけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） 御質問にお答えいたします。

期日前投票所の複数箇所設置につきましては、平成15年にこの制度が施行されて以来、投票率向上が期待できる有効な手段と考えておまして、選挙管理委員会で幾度となく協議されてきた懸案事項でもあります。

長年の検討にもかかわらず、いまだ実現に至っていないのは、二重投票の防止に係る選挙システムが現状では構築されていないことや、公正な選挙を行うに必要な人員の確保など、解決しなければならない問題があることによるものです。

現在は投票箇所が1カ所で、1冊の選挙人名簿抄本に投票の都度、投票済みの作業を行っておりますので二重投票はあり得ませんが、これが複数箇所になりますと二重投票のおそれが考えられます。

また、人員確保の問題では、投票管理者、投票立会人のほかに、代理投票の対応であるとか、休憩要員を含めて最低5名以上が必要で、複数の選挙が重なりますと、さらに多くの人員の確保が必要となってきます。

以上のことから、議員御指摘のとおり、期日前投票所の複数箇所設置は有権者の利便性を高め、投票率向上も期待できますが、現状では解決しなければならない課題も多くあります。

今後、町長とも協議をさせていただきまして、さらなる検討を行い、実施時期の確定はできませんけれども、実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 大変改めです、選挙管理委員会として、これまでも努力をされてきたという事実について確認をさせていただきました。

すぐにはということでは困難性もあるけれども、今後、実現の方向に向けていきたいという委員長のお答えでしたので、ぜひ、その方向でさらに努力を続けていただければ、大変ありがたいというふうに思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

体の不自由な方が投票するということにも、実は高い壁があります。郵便等による不在者投票の制度はあることはあるのですけれども、身体障がい者手帳を持っている方で、例えば両下肢の障がい2級以上、心臓、呼吸器等の障がい、あるいは免疫の障がいでは3級以上でなければ該当しないということになっています。また、介護保険適用の方で、認定が要介護度5でなければ該当しないということになっております。

つまり、相当重い方でなければ該当しないということに制度上なっているということ

あります。

基準より少し軽いけれども、投票所まで行くにはかなり困難だという方に対する手だてはあるのでしょうか。ないとするなら、そういう方々をサポートする制度をつくる必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えいたします。

体の不自由な人が、郵便により不在者投票を行うことができる法律の定めは、御指摘のとおり極めて重症の方に限られております。

病院や養護老人ホームなど、指定された施設に入っている方につきましては、申請によって不在者投票ができますが、在宅で療養されている御質問の方に対する制度は、現状ではありません。

当初、総務省は、一部有権者の投票を支援することは選挙の平等、公平性を損なうおそれがあるとの見解でした。

しかし、過疎化による投票所の削減が加速するのを受けて、平成22年に移動支援を迫認する姿勢に転換し、現在、全国で40の市町村がバスなどによる移動支援を行っているようです。

しかし、この移動支援は、投票所削減の代替措置として限られた区域の有権者を対象としたものでありますけれども、国が認めている選挙執行委託費というものを中に、障がい者、高齢者などの利便に要した経費という項目があります。

それで、公職選挙法の運用などを見きわめながらですね、何とかこれを活用できないかなということ、これから検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 委員長として、実態については、かなり知られておられるというふうに認識しているのですが、ぜひ、さらに実態を把握されて、今おっしゃられました方向での具体化をしていただきたいと思います。

この点については、やはりすぐというふうには、なかなかならない問題だなと思いますので、今後ともですね、また論議をさせていただきたいというふうに思います。

ぜひ、選挙管理委員会の御努力を期待しておりますのでよろしくお願いします。

3点目の質問に入りたいと思います。

6月議会で、第4、第17投票区における締め切り時間の繰り上げについては、投票率の向上に逆行するのではないかと問題提起をさせていただきました。投票率を少しでも高めようとするなら、開票が多少遅くなっても投票の機会を広げようとするのが、私は筋ではないかなというふうに思うのです。

検討はどのようにされたか、教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えいたします。

6月議会の答弁と重複いたしますけれども、現在、閉鎖時間を繰り上げている投票所は、それぞれ地域生活者の特性を考慮して決定したもので、この時間設定は、有権者の戸惑いを防止するため、全ての投票区で長年にわたって変えることなく実施してきたところです。

このたび、各種選挙の時間別投票動向調査の結果から、2カ所の閉鎖時間見直しを提案

させていただきました。

確かに閉鎖時間を繰り上げることで投票の機会を狭め、投票率向上に逆行するとの御指摘は否めませんが、選挙管理委員会といたしましては地域の実態を考慮し、最も現実的であるとの判断から提案したものでございます。

これによる投票率低下の影響を極力減らすため、特に、これらの対象となっている投票区は、重点的に期日前投票への参加や、投票所閉鎖時間繰り上げの音声による広報活動を強化することとしております。

なお、今後におけます全体的な投票率向上の対策につきましては、あらゆる知恵と工夫を凝らしながら、他市町村の優良事例であるとか、成功例なども参考にいたしながら、改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これはもう本当に釈迦に説法で、こういうことを持ち出すのは心苦しいのですが、公職選挙法では、投票所の開閉時間ということで40条で規定しています。

本当に申しわけないのですが、ちょっと確認のために、ここを読ませていただきたいと思いますが、投票場は午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし書きがあるわけですね。ただし云々とあって、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、上げたり下げたりすることができるというふうに規定されているのですね。

だから、このただし書きというのは、もう本当に特別な事情があるところでそうだよというふうに言っているのが趣旨だと思うのです。

だから、この趣旨から言ってですね、本当に繰り上げなければいけないのか。特に、人数の関係、パーセントの関係で言えば、平成25年の7月の参議院選挙では、両方合わせて44人。それから、19年の町長選挙の場合では両方合わせて53人。率で言えば2%から3%というふうになっているわけですが、こういう方々、やむを得ずこの時間にせざるを得ない方々が現実にいるというのは事実でありますので、この公職選挙法の趣旨、そして別海町の実態、こういうものから見て、現在のままを何とか持続するという事にならないだろうかというふうに思うわけですが、再度お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えいたします。

ただいま、別海選挙区には20の投票区があります。そのうち、午前7時から午後8時まで13時間やっている投票区は4カ所、1時間縮めているところが6カ所、2時間縮めているところが10カ所ということになっております。

そういった中で、先ほど公職選挙法のくだりを改めてお伝えいただきましたけれども、特別な事情という中には、その地域生活者がどういう状況で生活されているのか、あるいは農村地帯であるのか、漁村地帯で朝が早い人たちが多いのか、あるいはまた、工業地帯の人たちが集中しているのかということによって決定できますよという内容にもなっております。

したがって、今までの過去の実態から、この1時間の閉鎖時間繰り上げが最も望ましい。さらにまた、いろいろな総合的な部分を絡めても望ましいのではないかと。

そのことによる投票率減少の対応は、いろいろな形でやっていきたいという考え方を持っております。

どうか御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この点ではちょっと平行線になるようですので、ぜひ、それであるならば委員長おっしゃったとおりに、他のさまざまな投票率向上のための努力をやっていくと。それは私たち議員の側にも義務があるかなというふうに思いますので、私は私なりに努力をさせていただきたいと思います。

ともにその点では、投票率向上のためにお互いに頑張っていきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目として、ご意見箱の有効活用についてです。

役場庁舎内などに、町に対して住民の意見を聞くためのご意見箱が設置されて久しくなります。

町のホームページで見ると、出される意見の件数が少しずつ多くなり、住民の意見を公開する場として、また町の考えを知る上で、とてもよいことだと思っています。住民の小さな意見の積み重ねが反映され、まちづくりの一翼を担うことにつながるのではないのでしょうか。

しかし、施設によっては、出した意見に対して答えがないという声も聞かれます。

そこでお聞きします。

町のホームページでは、ご意見箱が設置されている全ての施設を対象として、意見と回答が公開されているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

町政ご意見箱につきましては、役場本庁舎、西春別支所、尾岱沼支所、尾岱沼につきましては東公民館のほうに設置をしております。それと、上春別と上風連の連絡事務所、5カ所にそれぞれ設置をしているところでございます。

町のホームページでは、これらの施設での意見や回答について、本人が公開することを承諾している投稿のうち、公開しても問題ないと判断される御意見等について、公開をしております。

また、それ以外の施設の状況ですが、町立別海病院でご意見箱を設置しておりまして、公開しても問題のない御意見、御要望については、町立別海病院のホームページにおいて公開をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 二つ目の質問に移ります。

意見が寄せられていても公開されていない現状があるとすれば、出した意見は無になります。住民の意見は全て公開されているのかお聞きしますというところで、一つ目の質問で問題がないと判断されたとか、住民がこのことについては出していいですよということについては、公開されているということなのですからけれども、これも3番目の質問ともダブってくると思うのですけれども、公開されていないとすれば、町として出さないと判断したその理由というのは、どういうことになるのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 先ほどの回答の繰り返しになりますけれども、本人の承諾があって公開は問題ないと判断したものを公開しているものでありまして、寄せられた意見等の全てを公開しているものではございません。

その公開されてないとすればその理由ということですが、御意見の中には、まず御本人が公開してほしいというものがあります。また、公開してほしいと言った場合であっても、特定の個人、団体、職員等を誹謗中傷するような内容の場合、または営業行為に関するような、これに類するような内容につきましては、一般公開することがふさわしくない御意見等ということで公開をしております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） してほしいという方については、本人に対して回答を行うのかどうかということについて、まずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですが、公開してほしいというような内容であっても、御本人に対しては回答しております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それで、私も個人を誹謗中傷するようなこととか、営業を妨害するような御意見というようなことについては、回答があってはならないと思うのですけれども、本人が回答すること、ホームページに載せることを承諾した場合に、そのホームページに回答を載せるということは、本人の名前がわからなければ、本人も自分の名前は出したくないけれども、こういう意見を言いたいのだというような御意見もあると思うのですけれども、本人確認ができない場合は回答として載らないということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですが、本人を確認できないという理由で、御本人が公開を希望しながら確認ができないという理由で、ホームページに公開をしていないということはありません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それはよかったです。

一人の方が意見を出すということは、そのあとにたくさんの方が同じような気持ちで意見を持っておられるということがあると思いますので、ぜひ名前が載ってなくても、これまでどおり個人を誹謗中傷するようなものとかでない限り、ホームページに載せていただきたいと思います。

それと、病院関係も同じということなのですからけれども、病院のほうでは、今までのところホームページで見ましたら一つしか御意見が載ってなくて、回答もその一つに対して

だけ載っているというようなことなのですけれども、病院も励ましたり、それからよかったよという御意見があったり、それから、こんなところは注意してほしいよというような意見が多分あると思うのですけれども、今のところ、わずか1件しかホームページに載せていいのだというような確認にしかになっていないでしょうか。

もう少したくさんあるように思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（渡邊政吉君） 今の瀧川議員の質問ですが、あると思うという架空の話ですね。

○9番（瀧川榮子君） すいません。

病院に対して当初、御意見箱に入れたのだけれども回答がないのだという話を直接聞いたりしていますので、架空とは言い切れないと考えていますが。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの御質問にお答えします。

病院におきましても、ただいまの総務部長が回答されたとおり、あくまでも公開してほしいという、そういった印をつけるような形をなっておりますので、そのものについては公開しております。また、いわゆる誹謗中傷的な部分については、同じく公開をしておりません。

私が確認した限り1件ではなかったと思うのですけれども、公開している状況というのは、同じ条件のもとで公開しております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 情報公開をすることによって、町としても、病院としても、各公民館などとしても厳しい御意見もあると思いますけれども、力強く励ましてくれる内容の御意見もあると思います。

ですので、ぜひちょっと自分たちにとって厳しい御意見であるということであっても、それに対して回答を寄せることで、住民の皆さんがこんなふうにして回答してくれているのだということがわかって、次のステップに進める。職員もそうですし、町民も一緒になって次のステップに進んで、さまざまところでいい方向に歩んで行けると思いますので、かた苦しいところで基準を決めないで、オープンに基準を決めていただければと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

まず、例にとりますと、前に中標津の病院の情報公開を見ました。大変厳しい御意見があって、それに対して真摯に答えていたり、それから励まし言葉がありました。

やはり厳しい御意見だけじゃなくて、じゃあ私たちはこんな意見を持っているのだよというようなことも、次々と御意見として出てくると思いますので、その辺についてはいかがでしょう。

もう少し範囲を広げて情報公開をしていただくということの考え方の中では。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと瀧川議員にお尋ねします。

今の質問は病院ではなくて、全体を言っているのですか。

○9番（瀧川榮子君） はい、全体で結構です。

○議長（渡邊政吉君） それでは、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 非公開にする事由につきまして、先ほど代表的な場合をちょっと申し上げましたけれども、細かく言っていきますと、いろいろちょっと判断基準が多岐にわたるなというふうに思います。

例えば、受け取った側としては簡易な問い合わせであるというふうに判断した場合ですとか、個人の意見をただ述べておられるというようなこと、あと不特定多数の方に誤解を

招くような恐れがある場合というようなことですね、何点か非公開とする理由がありますが、今、瀧川議員が言われましたように、公開するというのを主眼として考えた場合に、もう少し広げてもいいのではないかという思いはよくわかりますので、今後積極的に公開するような方向で、さらに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 4番目の質問です。

住民の意見は貴重です。より多くの意見が寄せられ、改めてご意見箱設置場所の周知が必要ではないでしょうか。

また、意見の内容と回答の公開は、町の憲法である自治基本条例の中で何度もうたわれる情報公開であると考えますが、町長としての御見解はいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 町政ご御意見箱に寄せられました意見につきましては、年に一、二件程度というのが現在の状況です。

少し数字で御説明いたしますと、平成21年度の場合3件、これは病院を除きましての話です。21年度の場合3件、平成22年度1件、平成23年度2件、平成24年、25年度各1件ということで、ここを5年間を見ましても8件ということでございます。

現在、町に寄せられます御意見等のほとんどが、町のホームページから寄せられているという現状でございます。

今後、町政ご意見箱も多くの方々に活用してもらうために、設置場所等につきましては、町の広報紙等によりまして広く周知をしていきたいというふうに考えております。

また、御意見等の内容と回答の公開につきましては、瀧川議員がおっしゃられましたとおり、必要な情報公開であるというふうに考えておりますので、公開できる内容の御意見につきましては、先ほど言いました一つの基準も見直しながらですね、今後も積極的に公開していこうというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 私が町のホームページで見ましたときには、もう少したくさんのご意見箱への意見があって、回答も寄せられていると思ったのですが、年々その御意見の数もふえてきているように自分では確認したつもりだったのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 先ほど、平成21年から25年の数値を申し上げましたのは、町政ご意見箱ということで、先ほど言いました五つの施設に設置しております箱に投函された部分の件数でございます。

そのほかに、町といたしましてはホームページのほうで公開しておりますが、それはホームページを通じて、メール等で寄せられたものもありますし、電話等で寄せられる場合もありますし、郵送の場合もあるということでございます。これらを全部合わせますと、瀧川議員言われましたように年々増加しているという状況にあります。

参考までに申し上げますが、平成22年度ですとホームページ、それから御意見箱と合わせて50件。平成23年度では58件、この中には郵送のものも含めます。それから、24年度では、ホームページ、ご意見箱に電話も含めまして78件。25年度におきましては、ホームページ、ご意見箱、郵送、電話含めまして102件あったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ設置場所を周知していただいて、ホームページとか郵送でできないけれども、自分で書いてご意見箱に入れられるよという人に対しての門戸が開かれるようにお願いして、次の質問に移ります。

二つ目の質問として、町歌の活用です。

本町の若者の中には、一度は町の外に出て働いてみたいと考えている人も多いと思います。それをとめることはできません。

そこで、自分が生まれて育った故郷で、どんな思い出を残せるかは大切なことだと思います。

先日報道番組で、遠く離れた土地に集まった同郷の若者が故郷の町歌を楽しそうに、また誇らしげに歌う姿を見ました。この若者たちの心の中には、故郷はいつも生きていますと感じました。

別海町で生まれ育ったものでなくとも、厳しい歴史を織りまぜながら別海を歌った別海町歌は、すばらしいものだと感じています。

いつでも自然に口ずさむことができ、別海への思いを募らせることのできる町歌を心に刻むために、別海町歌の活用と浸透をさせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 瀧川議員から、別海町歌の活用と浸透ということでお尋ねがございました。

別海町歌は東の大地、赤輪仰ぎと始まりますが、この別海町歌につきましては、先人の皆さんの開拓の苦労や、また町の発展を願って、昭和42年12月3日に町歌に制定をされております。

町の主催する行事の全てについての調査は行っておりませんが、別海町の表彰式、また成人式、新年交礼会や平成寿大学入学式等々で斉唱している実態がございます。

町が主催する行事等の全てで、別海町歌を斉唱するというにつきましては、なかなかできないとは思いますが、町民の皆さんが愛着を持って、この歌を口ずさんでいただきたいと思っておりますし、またそのためにも、ぜひ覚えていただきたい。そのように思っているところでありまして、可能な限り、別海町歌の歌詞や曲に触れる機会をつくるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 少し、この町歌のことについて問題意識を持ったのが、成人式のときでした。

成人式のときに、成人の若者がとても礼儀正しい若者たちなのですが、町歌に関しては声が小さいというか、本当に別海の町歌を知っているのだろうかというような思いになりました。

先日報道で見た若者たちは、事あるごとに、何かあるごとに町歌を歌っていて、身にしみついているのだというような話を聞きました。

ですので、どこでも口ずさめるように、自然にその歌が出てきて、自分たちの町を思って、そして自分たちがもし何かあったときには、帰りたいところは、やっぱりふるさとだと思えるように刻めるような歌になってほしいと思うのですけれども、学校の校歌とかそ

ういうもの、私は今でもふと口ずさめることができるのが、やっぱり高校のときの校歌なのですが、そんなふうにして町民がどこにいても、1人でも口ずさめるような浸透の仕方というものを望みたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 今、瀧川議員おっしゃられましたとおり、成人式を迎えられた青年たちが、これまで別海町歌に接する機会が足りなかったということはあるのかなというふうに思います。

いろいろな機会に、先頭切ってこの町歌を歌ってくださる方もおりますし、調べてみましたら、小中学校におきましては、この歌詞あるいは歌を指導したりという時間は設けられてないということでもあります。

先ほど、町長が昭和42年12月3日と言いましたけれども、ちょっと訂正させていただきますが、43年12月3日に当時告示されているということでございまして、私たちはちょうど中学校ぐらいですね、この別海町歌を習って歌えるようになった。あるいは、いろいろなところで聞く機会があったというふうに感じています。

瀧川議員が言われましたとおり、多くの子供、若い世代の方々に聞いてもらえるようなことをしていくためには、どんな方法があるかということも含めまして、例えば教育委員会の施設、あるいは庁舎で流すというようなことも含めまして、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ検討していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

それでは、これで一般質問を全て終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、9月11日の1日を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、11日は、各常任委員会が午前10時から、その後、各会計決算審査特別委員会が開催されますので、よろしく願いいたします。

それでは皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員